

旭川第2小学校、旭川第2中学校の統廃合及び関係学校の通学区域の見直しについて（決定）

令和2年2月7日現在

◆旭川第2中学校及び旭川第2小学校の統廃合◆

旭川第2小学校及び旭川第2中学校は令和2年3月31日に閉校し、次の学校に統合します。

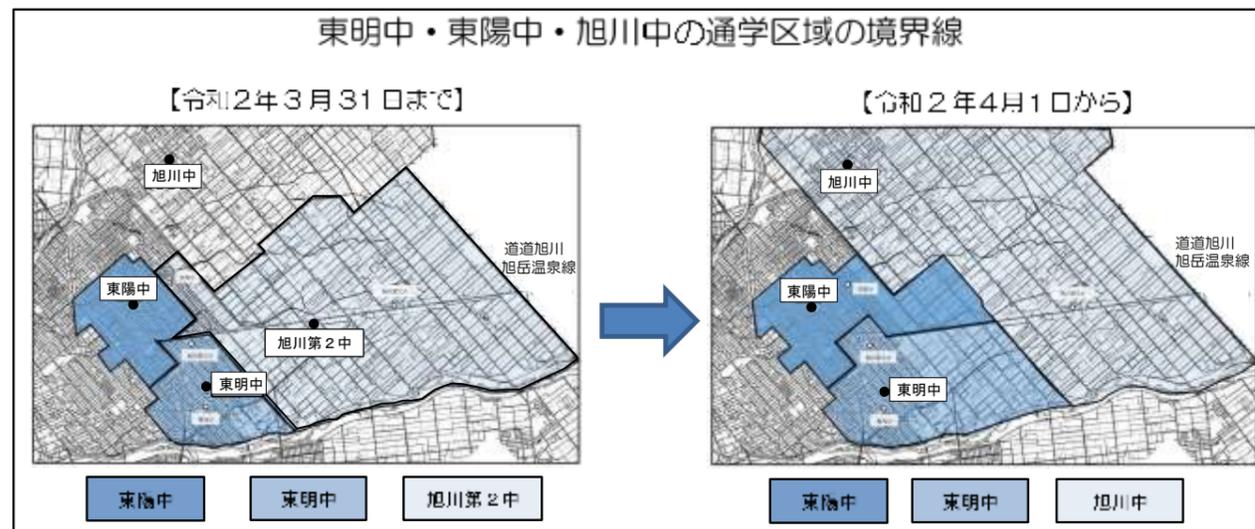
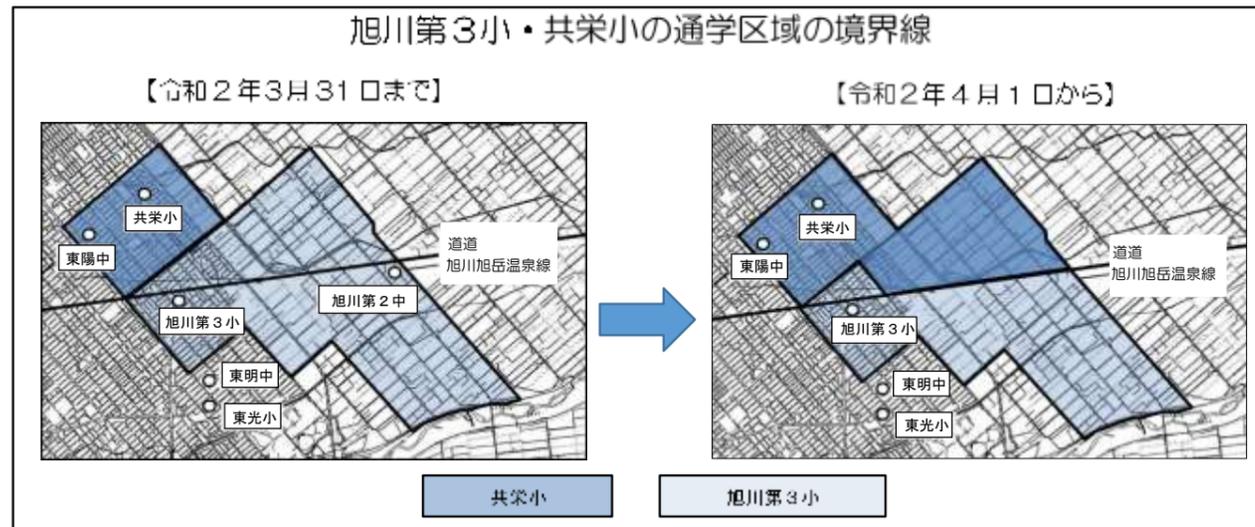
旭川第2小学校	旭川小学校に統合
旭川第2中学校	通学区域を分けて、東明中学校、東陽中学校、旭川中学校に統合

旭川第2中学校及び旭川第2小学校の閉校は、令和元年12月開催の旭川市議会第4回定例会で「旭川市立小中学校設置条例」の一部改正の議決により決定し、通学区域の境界線の変更は、教育委員会会議での審議を経て「旭川市小、中学校通学区域設定規則」の一部改正により決定しました。

◆関連する小・中学校の通学区域の見直しについて◆

小学校卒業後の進学先の中学校が複数に分かれる状況を解消するため、旭川第3小学校と共栄小学校の通学区域の境界線及び東明中学校と東陽中学校の通学区域の境界線を変更しました。

令和2年4月1日から、左の表 内の学校が、入学学校として指定されます。



◆統合及び通学区域の変更時期◆

令和2年4月1日

【住所別通学指定学校一覧】

区域	住所	現在の指定学校 (令和2年3月31日まで)		統合・境界線変更後の 指定学校 (令和2年4月1日から)	
		小学校	中学校	小学校	中学校
①	豊岡1条～4条10丁目（4条は南端道路以南） 東光1条～4条10丁目 東旭川町下兵村 111番地～117番地 東旭川町共栄 111番地～113番地	共栄小	第2中 ※調整区域のため東陽中に変更可	共栄小	東陽中
②	東光5条7丁目～9丁目（7丁目は3～7番）	第3小	東陽中	第3小	東明中
③	東光6条7丁目～9丁目（7丁目は6番のみ） 東光7条8丁目～9丁目（8丁目は3番～5番） 東光8条8丁目～9丁目（8丁目は5番のみ）	第3小	第2中 ※調整区域のため東陽中に変更可	第3小	東明中
④	東光5条～9条10丁目 東旭川町共栄（道道旭川旭岳温泉線以北）	第3小	第2中	共栄小	東陽中
⑤	東旭川町共栄（道道旭川旭岳温泉線以南の⑥以外）	第3小	第2中	第3小	東明中
⑥	東旭川町共栄38番地～74番地	東光小	第2中	東光小	東明中
⑦	東旭川町旭正、東旭川町忠別	第2小	第2中	旭川小	旭川中
⑧	東光5条7丁目1番・2番・8番 東光6条7丁目1番～5番 東光7条7丁目～8丁目（8丁目は1番・2番） 東光8条7丁目～8丁目（8丁目は1～4番・6番） 東光9条～14条の7丁目～9丁目	第3小	東明中 ※調整区域のため第2中に変更可	第3小	東明中

※旭川第2中学校は第2中、旭川第2小学校は第2小、旭川第3小学校は第3小と表記

 : 変更部分

現在通学中の小・中学生

令和元年度現在、小・中学校に通学しているお子さん（令和元年度の小学校1～5年生、中学校1～2年生）については、通学する学校は変わりません。卒業まで引き続き現在通っている学校に通学します。

※希望する場合、上の表 内の「統合・境界線変更後の指定学校（令和2年4月1日から）」に転校できます。【注】転校手続きが必要です。

経過措置（令和2年4月1日以降に小・中学校に入学する場合）

【注】変更手続きが必要です。

令和2年3月31日以前から入学までの間、上の表の区域 ②～④ に引き続いて住所があるお子さんは、希望する場合、次の学校に入学できます（次頁も御参照ください）。

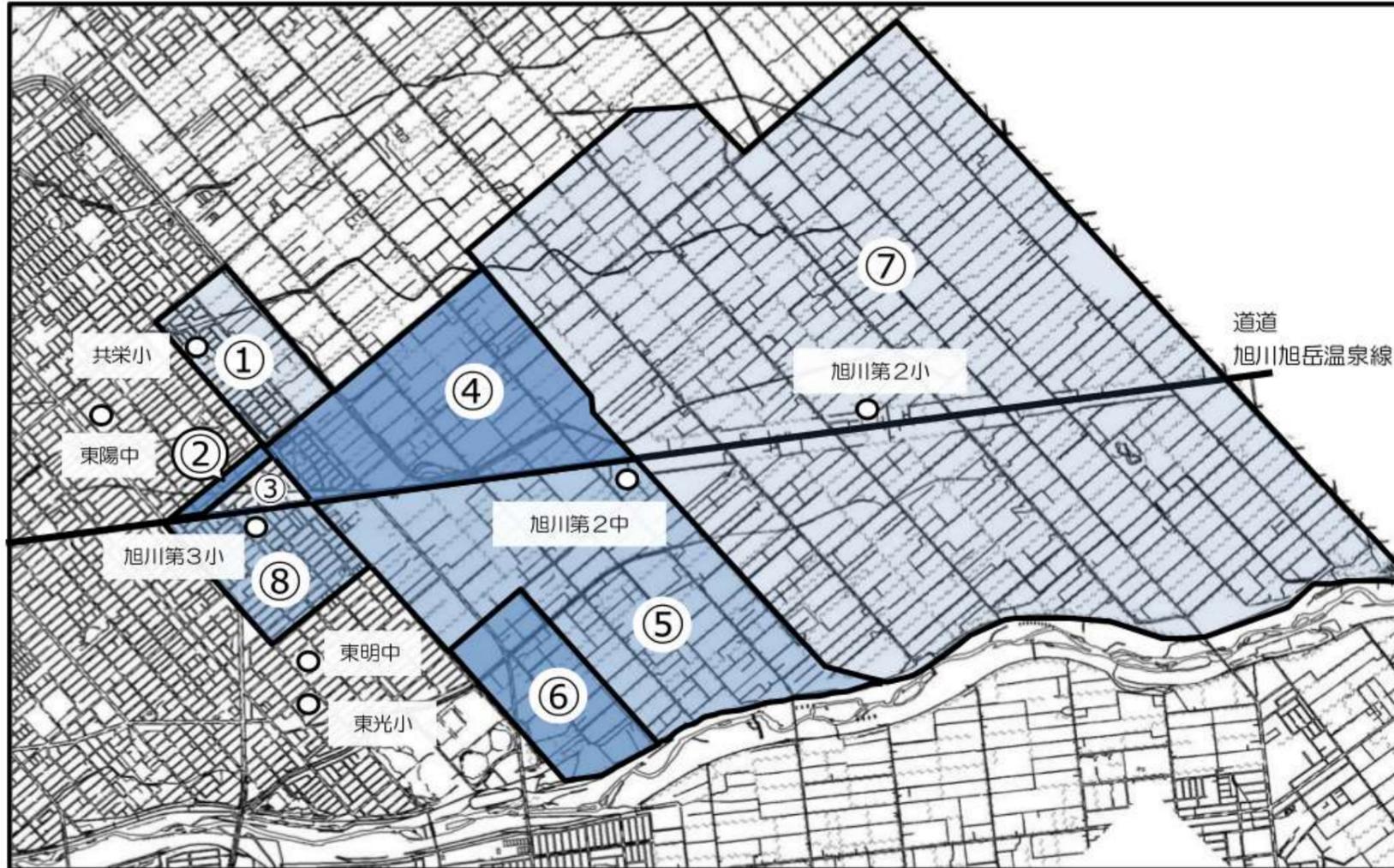
※②、③…東陽中学校、④…旭川第3小学校及び東明中学校

【お問合せ先】

◇統廃合・通学区域の見直し・経過措置に関すること
◇転校・入学学校指定変更に関すること

旭川市教育委員会 学校教育部
教育政策課 ☎ 25-7534
学務課 ☎ 25-7564

旭川第2中学校，旭川第2小学校の統廃合及び関係学校の通学区域の見直し【決定】（令和2年4月1日施行）



区域	現在の指定学校 (令和2年3月31日まで)		統合・境界線変更後の 指定学校 (令和2年4月1日から)	
	小学校	中学校	小学校	中学校
①	共栄小	第2中 ※調整区域のため 東陽中に変更可	共栄小	東陽中
②	第3小	東陽中	第3小	東明中
③	第3小	第2中 ※調整区域のため 東陽中に変更可	第3小	東明中
④	第3小	第2中	共栄小	東陽中
⑤	第3小	第2中	第3小	東明中
⑥	東光小	第2中	東光小	東明中
⑦	第2小	第2中	旭川小	旭川中
⑧	第3小	東明中 ※調整区域のため 第2中に変更可	第3小	東明中

■ : 変更部分

経過措置設定区域詳細

区域	住所	現在の指定学校 (令和2年3月31日まで)		統合・境界線変更後の指定学校 (令和2年4月1日から)		経過措置で入学可能な学校 (令和2年3月31日以前から入学までの間, ②~④の区域に引き続いて住所がある児童生徒)	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
②	東光5条7丁目~9丁目(7丁目は3~7番)	第3小	東陽中	第3小	東明中		東陽中
③	東光6条7丁目~9丁目(7丁目は6番のみ) 東光7条8丁目~9丁目(8丁目は3番~5番) 東光8条8丁目~9丁目(8丁目は5番のみ)	第3小	第2中 ※調整区域のため 東陽中に変更可	第3小	東明中		東陽中
④	東光5条~9条10丁目 東旭川町共栄(道道旭川旭岳温泉線以北)	第3小	第2中	共栄小	東陽中	第3小	東明中